



参考資料 1

平成16年新潟県中越震災
災害査定資料作成の手引き

新潟県・農地部 2004. 11



平成16年 新潟県中越地震

災害査定資料 作成のてびき

新潟県農地部

平成16年11月

新潟県中越地震災害の応援ご苦労様です、そしてありがとうございます。

この冊子は、災害査定を受けるに際しての現地調査から査定設計書作成までの作業を円滑に進めるための手引きです。

災害発生日が10月23日と年末に近く、被災地域では雪の季節を間近にしています。このため、短期間に査定を受けるための資料を調製し、査定に臨むこととしています。

具体的には、標準断面と延長で被災箇所的设计書を作成するものです。工種毎に被害調査にあたっての調査項目等を明示していますので、これにより調査を進めてください。

なお、不明な点、ご意見等ございましたら、各地域振興局農林(農業)振興部農村計画課または下記までお寄せください。

新潟県農地部 農地建設課
災害復旧係
TEL 025(280)5361
(284)4429
FAX 025(285)0148

I 現地調査

1 写真撮影

- (1) 全景写真及び横断写真をそれぞれ1枚ずつ撮影する。
撮影にあたっては、ピンボケや被災箇所が欠けるなど、写真確認ができないようなことがないように注意して下さい。
- (2) 起終点が確認できること。
- (3) その他、工種により必要な写真を撮影する。(別紙による)
(道路幅、水路断面、農地亀裂等)

2 測量

- (1) 施工延長と平均復旧法高を計測する。
- (2) 面的なものは、平均的な縦長、横長を計測し面積を算出する。
- (3) その他、工種により必要箇所を測定する。(別紙による)

3 記録

- (1) 工種別に、記録表に必要事項を記入する。
 - (2) ポンチ図は必要な場合、簡略に記載する。
 - (3) その他必要事項を記載する。(土留め等施工に必要な仮設などの特記事項)
 - (4) 地形図に記録表の調査順番号を記載する。
- ※ 記録表は、災害査定資料に添付するものではありません(現場野帳)が、査定実施の手持ち資料として用意して下さい。

4 その他

- (1) 写真撮影、測量、記録の説明図、様式は別紙のとおり。
- (2) 起点、終点に杭を打設する。

II 査定資料の作成

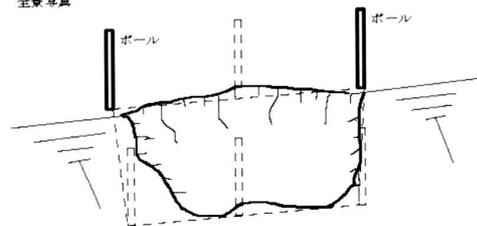
1 査定資料は、

- (1) 査定野帳と標準断面図 1式 (傾斜度は、市町村が保有する中山間直接払い資料等既存資料を活用して下さい)
- (2) 査定票、採択多項に関する記事、災害復旧事業補助計画概要書(設計書は標準断面図で積算したもの、数量計算書は不要)、写真、位置図、標準断面図 1式
- (3) 総合単価による積算を基本とする。
- (4) 査定前着工を行う設計書にあっては、積み上げによる積算とし、発注設計書として供する。

写真撮影

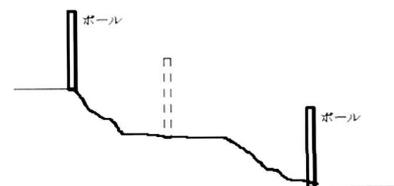
- ・ 全景写真1枚と横断写真1枚は必ず撮影する。
- ・ その他は該当するものを1枚撮影する。

1 全景写真

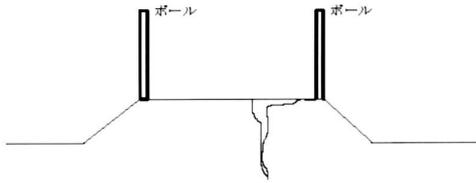


※被災箇所が大きい等、被災延長・規模等の判断が困難と想定される場合は、ポールを増加する等工夫し撮影する。

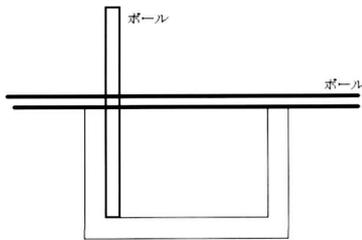
2 横断写真



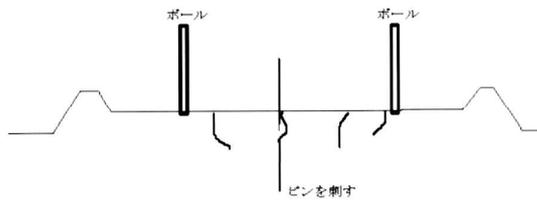
- 3 道路の場合は、道路幅（1.2m以上の確認）を撮影
 ・段差、クラック（延長・幅・深度）も適宜撮影する。



- 4 水路断面
 ・水路断面の変状等を適宜撮影する。

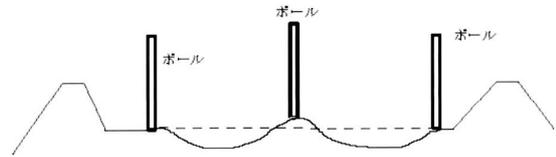


- 5 農地亀裂
 ・平均延長が長い所にポールを立てる
 ・クラック（延長・幅・深度）等も適宜撮影する。

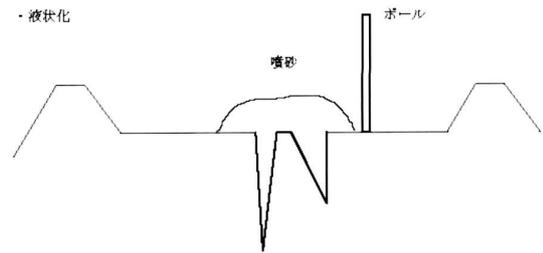


- 6 田面の不陸、液状化

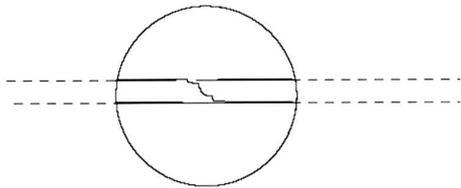
・不陸



・液状化



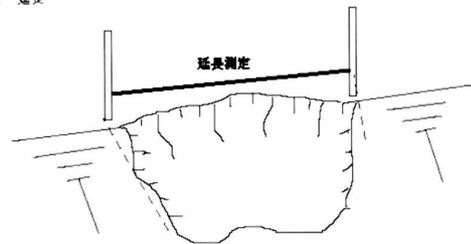
- 7 暗渠排水



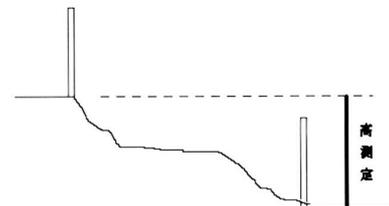
※水間が壊れていれば、写真1枚を撮影する。

測 量

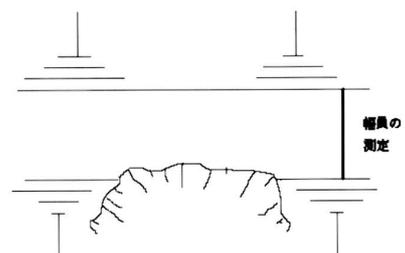
- 1 延長



- 2 高さ

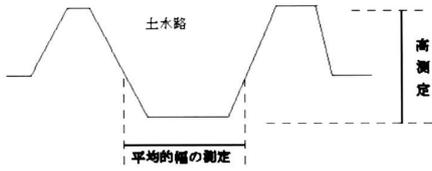


- 3 道路の場合は、道路幅（1.2m以上の確認）を測定



4 土水路

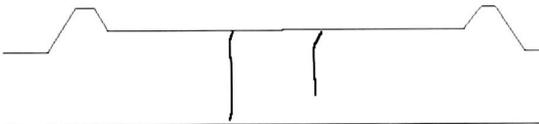
コンクリート水路は、幅と深さを測定する



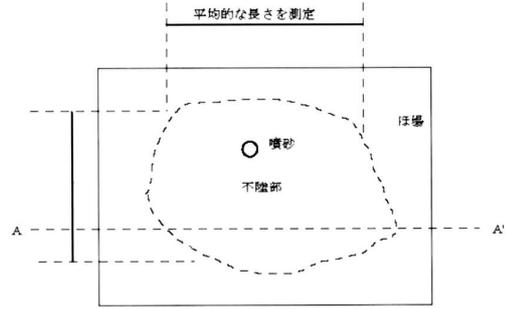
5 農地の亀裂



※ 亀裂にピンが入る所は深さ 41cm 以上を確認
耕土厚が確認できる場所は、耕土下 11cm 以上を確認



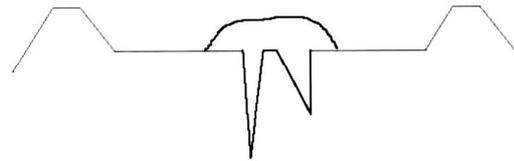
6 田面の不陸、液状化



・不陸
不陸部の概ねの縦、横の長さを測定する。
A-A' 断面 1カ所を測定
隆起、沈下部分を各 1カ所

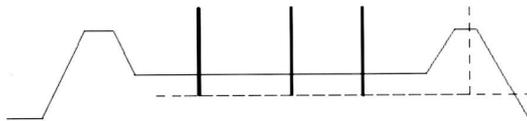
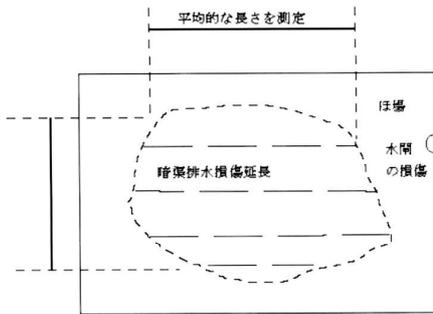


・液状化
噴砂箇所数を記録する



7 暗渠排水

できるだけ調査し、できないところは標準的なところを準用し被害量を求める。
(200m/3, 000m²×5, 000m)



暗渠排水の深さを3点計測する。

道路工

調査年月日	平成16年 月 日(曜日)		
調査順番			
調査場所			
写真枚数			
被災延長(m)			
被災法面高(m)			
道路断面	幅(m)		
	該当部分に○	アスファルト(コンクリート)舗装 砂利舗装	
特記事項			
(概略ポンチ絵)			

水路工

調査年月日	平成16年 月 日(曜日)		
調査順番			
調査場所			
写真枚数			
被災延長(m)			
崩壊法面高(m)			
水路断面	幅(m)		
	高さ(m)		
該当部分に○	用水	土水路	
	排水	コンクリート水路	
特記事項			
(概略ポンチ絵)			

農地

調査年月日	平成16年 月 日(曜日)		
調査順番			
調査場所			
写真枚数			
被災延長(m)			
崩壊法面高(m)			
亀裂	縦(m)		
	横(m)		
	深(m)		
	耕土厚		
不陸	現況田面高(m)		
	隆起(m)		
	沈下(m)		
液状化	箇所数		
特記事項			
(概略ポンチ絵)			

農地(暗渠排水)

調査年月日	平成16年 月 日(曜日)		
調査順番			
調査場所			
写真枚数			
被災部	縦(m)		
	横(m)		
	暗渠排水延長(m)		
	水閘(箇所)		
	暗渠排水深さ(m)		
特記事項			
(概略ポンチ絵)			



参考資料 2

新潟県中越大震災復興基金の事業メニュー

目次



I. 農林水産関連メニューの概要

1. 農林業の再建支援メニュー

- 00 手づくり田直し等支援)
- 01 代替農地等営農継続支援
- 02 農林水産業経営再建整備支援
- 03 農業用水水源確保支援
- 04 緊急手づくり田直し等総合支援
- 05 災害査定設計委託費等支援
- 06 災害復旧事業費等負担金支援
- 07 中山間地域再生総合支援事業

2. 災害対策資金借り入れの支援メニュー

- 08 新潟県中越地震災害対策資金利子補給
- 09 新潟県中越大震災農林水産業再建資金利子助成
- 10 新潟県中越大震災復興関係資金利子等助成（保証料助成）
- 11 新潟県中越大震災復興関係資金利子等助成

3. 家畜の避難等の支援メニュー

- 12 家畜緊急避難輸送支援
- 13 緊急避難家畜管理支援
- 14 畜産廃棄物処理経費補助

4. 錦鯉の避難等の支援メニュー

- 15 飼育魚非難輸送経費助成
- 16 一時避難飼育魚管理経費助成
- 17 錦鯉養殖業廃棄物処分助成

II. 全体の事業等メニューリスト

注1：本資料は①新潟県中越大震災復興基金：新潟県中越大震災復興基金事業メニューのご案内(2006.02)、②新潟県●：復興に向けた各種事業(200●)から引用した

注2：メニューの内容は変わっている可能性があります

1. 農林水産関連メニューの概要

01 代替農地等営農継続支援

目的：中山間地域農業の維持のため、①代替農地の確保や②米の地域間調整等を行う経費の一部を補助することにより、営農の継続を支援します

1. 対象者：

- 1) 代替農地等の確保：農地等被害額が農業所得の10%以上の市町村に在住する農業者、農業協同組合等
- 2) 米の地域間調整：生産目標数量を市町村内調整、JA・市町村間調整により他の農業者に譲渡する者

2. 補助対象経費

1) 代替農地等の確保

- ア) 被災農地が耕作可能となるまで、代替農地を確保し営農を継続するための経費
 - ・市町村の標準小作料及び通勤耕作に係る掛増し経費
- イ) 営農再開が当面困難な農業者を農業生産法人等が一時的に雇用するための経費
 - ・賃金、各種保険費用
- ウ) 農業協同組合等が被災した農業者のための自家菜園等の設置経費
 - ・自家菜園農地の借上料、小型農機具の購入費、共同管理小屋等の建設費

2) 米の地域間調整

震災により作付けが困難な農業者が他の農業者に譲渡した生産目標数量に応じて助成する経費

3. 補助率・補助限度額・補助期間

1) 代替農地等の確保

- ア) 小作料2/3以内・通勤耕作料3千円/10a定額、所要額、平成17～19年度
 - イ) 賃金・各種保険料1/2以内、上限7,000円/日、平成17～19年度
 - ウ) 自家菜園農地借上料ほか10/10以内、上限600万円、平成17～19年度
- ##### 2) 米の地域間調整
- 10/10以内、20千円/トン、平成17～19年度

4. 申請窓口：市町村

02 農林水産業経営再建整備支援

目的：経営の再建に必要な施設・機械等の改修・修理・整備費等を補助することにより、経営の再開を支援します

1. 対象者

被災した農林水産業者の組織する団体

・農地等の被害額が農業所得の10%以上の市町村（13市町村）内で行うものに限る。ただし、内水面漁業用関係施設機械は、中越大地震による養殖施設の被害面積が20%を超える市町村（6市町）とする。

2. 補助対象経費

1) 被災施設の復旧

被災施設等の改修・整備の費用及び施設取り壊し、整地・排土等の経費（40万円以上/工事）

2) 被災機械の修理・整備等

経営の再開に必要な農業用機械、内水面漁業用機械、林業用機械等の修理・購入の経費

- ・修理：1台当たり50万円以下（事業主体当たり20万円以上）
- ・購入：1台当たり50万円以上

3. 補助率・補助限度額・補助期間

施設の復旧・機械修繕（共済金等控除後）共通

被災前年の構成員1人当たりの平均農業所得

300万円以下1/2以内・300万円超1/4以内、4,000万円（うち機械：3,000万円）/組織、平成17～19年度

※林業者、水産業者も上記金額に準じる。

4. 申請窓口：市町村

03 農業用水水源確保支援

目的：農業用水を湧水や地下水に依存していた地域において、代替水源確保に必要な施設復旧等に要する経費を補助することにより、農業経営の継続および集落維持を支援します

1. 対象者

震災の影響により湧水・地下水が枯渇または減少した所で、代替用水施設を確保しようとする農家によって構成する団体（当該水源に依存する農家戸数が2戸以上）及び土地改良区

2. 補助対象事業と対象経費

代替用水施設の新設（井戸、横孔ボーリング、ため池整備等）またそれに必要な請負工事費

3. 補助率・限度額・期間

10/10、600万円/箇所を限度、平成17～19年度

4. 申請窓口：市町村

04 緊急手づくり田直し等総合支援

目的：2年以上作付け出来なかった農地等及び2年以上養鯉に供することができなかった養鯉池等を緊急かつ一体的に復旧する集落などへ助成し、農業者、養鯉業者の早急な生業再建を図ります

1. 補助対象者

一定のまとまりのある被災農地等を一体的に復旧する集落及び農家の組織する団体。（ただし、中越大震災による農地等の被害額が農業所得額の10%以上の市町村、養鯉池は中越大震災による養殖施設の被害面積が20%を超える市町村に限る）

2. 補助対象経費

農地、養鯉池の復旧、また復旧に伴い必要となる農道、用排水路等の復旧・整備作業に係る経費及び復旧に伴い必要な水利確保のための機械・資材の整備等に係る経費

3. 補助率と限度額

3/4以内、限度額なし

4. 補助期間

平成18～19年度

5. 申請窓口：市町村

05 災害査定設計委託費等支援

目的：農地・農業用施設及び養鯉池の災害復旧事業の申請に必要な査定設計委託費に係る被災農家等の負担金を支援することにより、被災農家・養鯉業者の円滑な生業再建を支援します

1. 補助対象者

災害復旧事業の査定設計委託費等を負担した被災農家及び被災養鯉業者又は災害復旧事業の事業主体である市町村、土地改良区等

2. 補助対象経費

災害査定設計委託費等の農家・養鯉業者の実費負担（農地等の災害査定は終了しており遡及して補助）

3. 補助率と限度額

補助対象経費の全額、限度額無し

4. 補助期間：平成18～19年度

5. 申請窓口：市町村

06 災害復旧事業費等負担金支援

目的：国・県による地震災害復旧関連事業の実施に伴う農家・養鯉業者等の工事費負担金の一部を支援することにより、被災農家・養鯉業者の円滑な生業再建を支援します

1. 補助対象者

災害復旧事業等の工事費を負担する被災農家、養鯉業者等又は災害復旧事業等の事業主体である市町村、土地改良区、農業者で組織する団体等

2. 補助対象経費

農地・農業用施設災害復旧事業、農地災害関連区画整備事業他の実施に伴う被災農家・養鯉業者等の実負担額（実施済み事業に対しても遡及して補助）

3. 補助率と限度額

1/2以内、限度額なし

4. 補助期間

平成18～19年度

07 中山間地域再生総合支援事業

目的：既存制度では対象にならない住宅背後地の小規模崩落防止や山腹の緑化保全、耕作放棄地の保全等に要する経費を助成し、集落環境の保全を支援します

1. 補助対象者
各集落又は複数の集落で構成する振興協議会等の団体
2. 補助率及び限度額
10/10、2,000万円を限度（ただし、これにより難しい場合は、理事長が特に認める額）
3. 補助期間
平成19～23年度

08 新潟県中越地震災害対策資金利子補給

目的：被災農業者等の早期経営再建のため、「新潟県中越地震災害対策資金」を借り受けた農業者の金利負担を軽減することにより、経営再建を支援します。

1. 資金使途
農業協同組合が新潟県中越大震災の被災農業者等に融資する、次期再生産に必要な経営資金及び施設・機械の購入費等資金
 - 1) 経営資金
種苗、農薬、肥飼料その他農業用資材の購入費及び農業用施設・機械・農地の復旧に要する資金等
 - 2) 設備資金
農業用の施設・機械の建設・購入に要する資金
3. 補助対象者：中越地震災害対策資金を融資した農業協同組合
4. 利子補給対象経費：中越地震災害対策資金の下記基準金利の22.5%相当額
5. 貸付限度額及び償還期間・実質金利
2,000万円、7年以内（うち据置期間1年以内）、当初5年間無利子の後1.9%/年
6. 貸付実施期間：平成16年10月28日～平成17年12月22日
7. 利子補給期間：貸付後5年以内
8. 申請窓口：農業協同組合

09 新潟県中越大震災農林水産業再建資金利子助成

目的：被災農林漁業者の早期経営再建のため、「新潟県中越大震災農林水産業再建資金」を借り受けた被災農林漁業者の金利負担を軽減することにより、経営再建を支援します。

1. 貸付対象者
 - 1) 農業を営む者、団体又は法人で、農作物、家畜、農業用施設・機械、農地、農業用資材の損失額が、その者の平年における農業総収入額の10/100以上であるもの。
 - 2) 漁業を営む者、団体又は法人で、次のいずれかに該当するもの。
 - ・漁業収入の減収額が、その者の平年同期における漁業総収入額の10/100以上であるもの。
 - ・養殖水産物、養殖用施設・機械・資材の損失額が、その者の平年漁業総収入額の10/100以上であるもの。
2. 資金使途
 - 1) 経営資金
 - ・農業：種苗、農薬、肥飼料その他農業用資材の購入費及び農業用施設・機械・農地の復旧に要する資金等
 - ・漁業：漁具、養魚、餌料その他漁業用資材の購入費及び漁業用施設・機械の復旧に要する資金等
 - 2) 設備資金 農業用又は漁業用の施設・機械の購入に要する資金
3. 貸付限度額
個人1,000万円、法人及び団体3,000万円（特認：個人3,000万円、法人及び団体5,000万円）
4. 融資機関
農業協同組合、新潟県信用農業協同組合、新潟県信用漁業協同組合、銀行、信用金庫
5. 貸付実施期間
平成17年10月31日まで（特別な事情がある場合は平成19年10月31日まで延長可）
6. 補助対象者：借受者への利子助成を行う市町村
7. 補助期間：貸付後5年以内
8. 申請窓口：農業協同組合

1 0 新潟県中越大震災復興関係資金利子等助成（保証料助成）

目的：被災農業者等が、復興関係資金を新たに借り入れる際に必要な保証料負担を軽減することにより、経営再建を支援します。

1. 農業者への助成対象経費

被災農林漁業者が、基金事業で利子補給・利子助成補助を行う資金の新規借入にかかる、農業信用基金協会・漁業信用基金協会の保証料

2. 対象資金

新潟県中越地震対策資金、新潟県中越大震災農林水産業再建資金、農林漁業制度資金（近代化・スーパーL）

3. 農業者への助成率

- 1) 損失額が30%未満：協会保証料年額の1/4（農家負担3/4）
- 2) 損失額が30%超50%未満：協会保証料年額の1/2（農家負担1/2）
- 3) 損失額が50%超：協会保証料年額の全額（農家負担なし）

4. 補助対象者：新規借入資金の協会保証料を助成する市町村

5. 市町村への補助率・補助期間

10/10以内（上記補助率以内）、資金貸付後5年以内

6. 申請窓口：農業協同組合

1 1 新潟県中越大震災復興関係資金利子等助成

目的：被災農業者等が新規に借り入れる農林漁業制度資金の金利負担を軽減することにより、経営再建を支援します。

1. 利子助成対象資金

被災後3年以内に被災農林漁業者が借り受ける、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL）、漁業近代化資金

2. 借受者への利子助成額

借受者が実際に支払った利子（上表の実質金利）に対して

- 1) 損失額が30%未満：金利負担額の1/4（農家負担3/4）
- 2) 損失額が30%超50%未満：金利負担額の1/2（農家負担1/2）
- 3) 損失額が50%超：金利負担額の全額（農家負担なし）

3. 補助対象者：対象資金の支払利息の一部または全部を助成する市町村

4. 市町村への補助率：10/10以内（上記助成基準以内）

5. 補助期間：貸付後5年以内

6. 申請窓口：農業協同組合

1 2 家畜緊急避難輸送支援

目的：飼養管理を行えなくなった家畜を緊急避難させた経費の一部を補助することにより、経営の再建を支援します。

1. 補助対象者

市町村からの避難指示等により、緊急的に飼養家畜を避難させた生産者等

2. 補助対象事業と対象経費

緊急的に飼養家畜を避難させた輸送経費等の一部を助成

- ・ヘリコプター又はトラックの借り上げ料、燃料費等避難輸送に係る経費

3. 補助率・期間

経費の1/2、平成17年度

4. 申請窓口：市町村

1 3 緊急避難家畜管理支援

目的：緊急避難させた家畜の管理経費の一部を補助することにより、経営の再建を支援します。

1. 補助対象者

市町村からの避難指示等により、飼養家畜を緊急避難させ、避難先で預託等により飼養している生産者

2. 補助対象事業と対象経費

避難を行った家畜の避難先での預託等経費の一部を助成

- ・避難中に避難先に支出する預託料、光熱水費、飼料費等経費

3. 補助率・限度額・期間

対象経費の1/4、200円/日・頭、2年を限度として県の助成を受けた期間を除く。

4. 申請窓口：市町村

1.4 畜産廃棄物処理経費補助

目的：地域の環境維持及び家畜衛生環境の改善を図るため、畜産廃棄物処理等を行う市町村に、経費の一部を補助することにより畜産業者を支援します。

1. 対象者

中越大震災により発生した倒壊畜舎や死亡家畜等畜産廃棄物の処理を、事業者に代わって行う市町村等

2. 補助対象事業と対象経費

1) 倒壊畜舎の撤去

・倒壊畜舎の取り壊し、撤去に要する重機借り上げ料、搬出等の経費

2) 搬出及び焼却が困難となった死亡家畜の埋却及び消毒

・死亡家畜の埋却、消毒処理に要する重機借り上げ料、消毒薬等の経費

3. 補助率・限度額・期限

1. 倒壊畜舎撤去

1/2、延面積1m²当たり5万円以内、平成17～19年度

2. 死亡家畜処理

10/10、1頭当たり10万円以内、平成17～19年度

4. 申請窓口：(財)新潟県中越大震災復興基金

1.5 飼育魚避難輸送経費助成

目的：錦鯉を緊急的に避難させた経費を補助することにより、経営の再建を支援します。

1. 補助対象者

避難指示等を発した地域内に住所や漁業拠点を持ち、震災直後の錦鯉の避難輸送を行った個人、法人、団体

2. 補助対象事業と対象経費

震災直後（10月23日～11月30日までの間）の飼育魚の被災地からの一時的避難事業

・錦鯉の緊急避難輸送経費

・一時的避難事業に要した輸送経費（トラック、ヘリコプター等輸送用車両機材の借上料に限る。）

3. 補助率・期限

補助対象事業経費の1/2・平成17年度

4. 申請窓口：市町村

1.6 一時避難飼育魚管理経費助成

目的：緊急的に避難させた錦鯉を、安定的に管理保全するための経費を補助することにより、経営の再建を支援します。

1. 補助対象者

避難指示等を発した地域内に住所や漁業拠点を持ち、避難先で委託による錦鯉の飼育を行う個人、法人、団体

2. 補助対象事業と対象経費

緊急避難した錦鯉の管理委託事業

・緊急避難した錦鯉の飼育管理経費

・平成16年10月23日から平成20年3月31日の間の管理委託経費

3. 補助率・限度額・期限

補助対象経費の1/2、年間30万円、平成17～19年度

4. 申請窓口：市町村

1.7 錦鯉養殖業廃棄物処分費助成

目的：地域の環境維持及び養殖衛生環境の改善を図るため、施設撤去費用やへい死錦鯉の処分費用に要する経費の一部を補助することにより、経営の再建を支援します。

1. 補助対象者

避難指示等を発した地域内に住所若しくは漁業拠点を有し、倒壊越冬施設やへい死錦鯉等の処分を行う個人、法人、団体

2. 補助対象事業

1) 倒壊越冬施設の撤去

※ただし、今後とも養殖業を継続して行うものに限る。

2) 被災によりへい死した錦鯉の焼却及び埋却

3. 補助率

1) 撤去事業に要する経費の1/2

2) へい死魚処分事業に要する経費の10/10以内

4. 補助限度額：200万円

5. 事業期間：平成17～19年度

4. 申請窓口：市町村

II. 全体の事業等メニューリスト

災害復興基金維持行頭のメニューは、多岐に亘っているが、概ね①健康生活、②住宅再建、③産業再建、④観光・文化の復興、⑤農林水産業再建等に区分される。

目的	事業メニュー	対象	申請窓口
健康 生活の 支援	生活福祉資金貸付金利子補給	個人	市町村社会福祉協議会
	母子寡婦福祉資金貸付金利子補給	個人	新潟県福祉保健部児童家庭課
	健康サポート事業	新潟県成人病予防協会・新潟県看護協会・新潟県栄養士会・新潟県歯科保健協会	新潟県中越大震災復興基金
	こころのケア事業	新潟県精神保健福祉協会	新潟県中越大震災復興基金
	生活支援相談員設置	新潟県社会福祉協議会	新潟県中越大震災復興基金
	被災児童生徒対象カウンセラー派遣 (市町村立学校、県立高等学校)	事業を実施する学校	市町村教育委員会・新潟県中越大震災復興基金
	被災児童生徒対象カウンセラー派遣 (私立学校)	事業を実施する学校	市町村
	応急仮設住宅維持管理等	応急仮設住宅管理推進協議会	市町村
	仮設デイサービスセンター設置	要件を満たす事業者	市町村
	地域水道施設等復旧	水道施設等を管理する組合・町内会・地域の団体等	市町村
	仮設住宅等生活交通確保	バス(乗合タクシー含む)事業者・民間非営利団体	市町村
	情報通信基脚目・整備支援	テレビ共同受信組合	市町村
	被災地域緊急雇用創出	市町村	新潟県中越大震災復興基金
	障害者グループホーム復旧	障害者グループホームを運営する法人	市町村
緊急障害福祉関係施設災害復旧	要件を満たす障害福祉関係施設の設置者・実施者	市町村	
住宅 再建の 支援	復興支援ネットワーク	要件を満たす団体	市町村
	地域コミュニティ再建	地域住民の団体	市町村
	復興ボランティア活動支援	県内に住所を有するボランティアグループ等が20以上で構成する団体	市町村
	被災者住宅復興資紮(後払い方式)	個人	市町村
	被災者住宅復興資金利子補給 (低利樹戎)	個人(間接補助)	金融機関が新潟県中越大震災復興基金に申請
住宅 再建の 支援	住宅債務(二重ローン)償還特別支援	個人	市町村
	雪国住まいづくり支援	個人	市町村
	越後杉で家づくり復興支援	個人(間接補助)	施行業者(大工・工務店等)が市町村に申請
	県産瓦使用屋根復旧支援	個人(間接補助)	堅根瓦工事事業者が市町村に申請
	高齢者・障害者向け住宅整備支援	個人	市町村
	被災宅地復旧工事	個人	市町村
	被災宅地復旧調査	地域住民の団体	市町村

目的	事業メニュー	対象	申請窓口
産業再建の支援	平成16年大規模災害対策資金特別利子補給	中小企業者	市町村
	「平成16年新潟県中越大震災」災害融資特別利子補給	中小企業者等	市町村
	平成16年大規模災害対策資金特別保証料負担金	中小企業者	市町村
	市町村震災関連制度融資特別利子補給	中小企業者等	市町村
	市町村震災関連制度融資特別保証料負担金	中小企業者	市町村
	中堅企業等復旧・復興事業利子補給	中堅企業	市町村
	事業所解体撤去支援	中小企業者等	市町村
	伝統的工芸品生産設備等復旧支援	伝統的工芸品を製造する中小企業者	市町村
	中小企業者仮設店舗等設置	中小企業者等	市町村
	被災商店街復興対策支援	売上減少が著しい商店街団体等で理事長が指定する者	市町村
	雇用維持奨励金	事業主	市町村
観光	観光復興キャンペーン推進	要件を満たす団体	市町村
文化	牛の角突き復興支援	復興、保存を行う者又は団体	市町村
農林水産業再建の支援	新潟県中越地震災害対策資金利子補給	農林漁業者等（間接補助）	農業協同組合が新潟県中越大震災復興基金に申請
	新潟県中越大震災農林水産業再建資金利子助成	農業者等（間接補助）	市町村が新潟県中越大震災復興基金に申請
	新潟県中越大震災復興関係資金利子等助成	農林漁業者等（間接補助）	市町村が新潟県中越大震災復興基金に申請
	代替農地等営農継続支援	農業者・農業協同組合等	市町村
	手づくり田直し等支援	農林漁業者・農林漁業者の組織する団体・農林漁業団体等	市町村
	その他		

